

## 一般社団法人福岡県スクールカウンセラー協会 入退会及び会費に関する規程

### (目的)

第1条 本規定は、一般社団法人福岡県スクールカウンセラー協会（以下；「本協会」という）の定款第6条及び第9条の規定に基づき、会員の入退会及び入会金、会費、賛助会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員)

- 第2条 本協会の正会員及び準会員、賛助会員（以下；「会員」という）は、本協会の趣旨に賛同する者であって、かつ暴力団その他の反社会的勢力に属さない者とする。
- 2 正会員または準会員として入会しようとする者については、入会時の事業年度における会費を納入した者を、それぞれ正会員または準会員として認める。また、賛助会員として入会しようとする者については、入会時の事業年度における賛助会費を納入した者を、賛助会員として認める。
- 3 本協会の会員資格は、一事業年度限り（4月1日から翌3月末日までの1年間）とする。
- 4 前項にかかわらず、本協会の会員が翌事業年度も継続して会員を希望する場合は、毎事業年度末日までに翌事業年度分の会費を支払うものとする。
- 5 前項以外の会員は、事業年度末日をもって退会したものとみなし、会員資格を喪失する。

### (入会)

- 第3条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 正会員及び準会員の資格は入会金及び会費を納入した期日、賛助会員の資格は入会時の事業年度における賛助会費を納入した期日をもって生じる。
- 3 入会した者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録されるものとする。
- 4 定款第10条により除名された会員は、同条の通知を発した日から2年間は再入会できないものとする。

### (登録記載事項の変更)

第4条 会員は、入会申込時に本協会に届け出た事項に変更が生じた場合は、遅滞なく本協会事務局に届け出なければならない。

### (職能領域)

第5条 職能領域は、教育領域とする。

### (入会金)

- 第6条 正会員及び準会員の入会金は10,000円とし、当該年度の会費とともに納入しなければならない。
- 2 定款第11条第6号により会員資格を喪失した者が再び入会を希望した場合には、第1項の入会金を免除する。但し、未納の会費及び当該事業年度の会費（以下；「未納金等」という）納入しなければならず、会員の資格は未納金等を納入した期日に生じるものとする。

3 前項の規定は、定款第9条に定める任意退会をした者が再び入会を希望した場合にも適用する。

(会費・賛助会費)

第7条 会費または賛助会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 準会員 6,000円
- (3) 賛助会員 10,000円(一口)

2 前項の会費・賛助会費は、一括して支払うものとする。

3 事業年度の中で入会した会員についても、第1項に定める会費を支払うものとする。

4 事業年度の途中で、会員の種別を変更する事由があった場合の手続きは、別途定める。

(退会)

第8条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、会費の納入については下記のとおりとする。

- (1) 正会員及び準会員が4月末日までに退会を申し出た場合は、当該事業年度の会費を免除する。
- (2) 正会員及び準会員が5月1日以降に退会を申し出た場合は、当該事業年度の会費を納入しなければならない。
- (3) 賛助会員については、既納賛助会費の返還はしない。

3 正会員及び準会員は、退会時において未納の入会金または会費がある場合、退会後においてもその納入義務を免れることはできない。但し、定款第11条第2号及び第3号の場合を除く。

4 第2項の規定は、定款第10条及び同第11条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号の規定により会員資格を喪失した正会員及び準会員には適用せず、資格喪失の時期にかかわらず、当該事業年度の会費を納入しなければならないものとする。

5 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(委任)

第9条 本規程の施行に必要な事項は、理事会において別に定める。

(変更)

第10条 本規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

2025年1月28日施行